

芸振未来基金設置要綱

(設置及び目的)

第1条 大分県における芸術文化活動の振興に寄与するため、NPO 法人大分県芸術文化振興会議（以下「芸振」という。）に芸振未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業)

第2条 基金においては、次の事業を行う。

- (1) 芸振が行う芸術文化事業
- (2) 芸振に加盟する芸術文化団体及び個人の行う芸術文化事業の支援
- (3) その他芸振の活動趣旨に資する事業

(運営)

第3条 基金は、次の方法により運営を行う。

- (1) 基金は、芸振において管理運営するものとする。
- (2) 毎年度基金として積み立てる額は、予算に定める額その他、前年度決算剰余金の三分の一を下らない額、企業・団体等からの寄付金及び基金から生じる利息等の合計額とする。
- (3) 基金は、第2条に規定する事業実施に必要な経費の一部又は全部の支払い、若しくは、その経費の一時的な立替え払いに充てることができるものとする。
- (4) 前号に必要な経費は、芸振の理事会の承認を得て、基金を取り崩して充てるものとする。

(報告)

第4条 基金の運営状況については、毎年度、芸振の総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。